

**CONFIDENTIAL**

**経験者採用支援サービス  
「JobSuite CAREER」  
利用規約**

株式会社ステラス

2019年9月12日版

## 目次

<b>第1章 総則</b>	1
<b>第1条 (本規約の適用)</b>	1
<b>第2条 (用語の定義)</b>	1
<b>第3条 (本契約の目的)</b>	3
<b>第4条 (本契約の成立)</b>	3
<b>第5条 (申込の不承諾)</b>	3
<b>第6条 (本規約の変更)</b>	3
<b>第2章 本サービス</b>	4
<b>第7条 (本サービスの内容)</b>	4
<b>第8条 (サポートサービス)</b>	4
<b>第9条 (本サービスの仕様)</b>	4
<b>第10条 (コース変更の申込)</b>	4
<b>第11条 (サブアカウント)</b>	5
<b>第12条 (グループアカウント)</b>	5
<b>第13条 (調査等)</b>	6
<b>第14条 (仕様の変更)</b>	6
<b>第15条 (再委託)</b>	6
<b>第16条 (通知方法)</b>	6
<b>第17条 (本サービスの廃止)</b>	6
<b>第18条 (知的財産権)</b>	7
<b>第19条 (非保証)</b>	7
<b>第3章 利用者の義務</b>	8
<b>第20条 (利用設備の設置)</b>	8
<b>第21条 (禁止行為)</b>	8
<b>第22条 (法令遵守)</b>	9
<b>第23条 (アカウントの管理)</b>	9
<b>第24条 (認定利用者)</b>	9
<b>第25条 (保存データの管理)</b>	10
<b>第26条 (届出事項)</b>	10
<b>第27条 (契約上の地位の移転禁止)</b>	11
<b>第28条 (連絡担当者)</b>	11
<b>第4章 利用料</b>	11
<b>第29条 (利用料の支払い)</b>	11
<b>第30条 (遅延損害金)</b>	12
<b>第31条 (未払いに伴う本サービス停止)</b>	13
<b>第5章 本サービスの提供、中断、終了</b>	13
<b>第32条 (本サービスの提供開始)</b>	13
<b>第33条 (利用期間)</b>	13
<b>第34条 (本サービスの一時的な中断)</b>	13
<b>第35条 (解約、アカウントの停止)</b>	14
<b>第36条 (期限の利益の喪失)</b>	16
<b>第37条 (契約終了時の措置)</b>	16

第38条（存続条項） .....	16
第6章 責任 .....	16
第39条（利用者の責任） .....	16
第40条（責任の制限） .....	16
第41条（免責） .....	17
第7章 機密保持、個人情報.....	17
第42条（機密保持） .....	17
第43条（個人情報の取扱い） .....	18
第44条（情報の利用） .....	19
第8章 その他 .....	19
第45条（特記事項等の適用） .....	19
第46条（反社会的勢力の排除） .....	19
第47条（協議） .....	20
第48条（合意管轄・準拠法） .....	20
附 則 .....	21

## 第1章 総則

### 第1条 (本規約の適用)

本規約は、株式会社ステラス（以下「**当社**」といいます。）が提供する経験者採用支援サービス「Job Suite CAREER（ジョブスイート キャリア）」（以下「**本サービス**」といいます。）を利用する**利用者**に適用されます。

### 第2条 (用語の定義)

本規約においては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

#### (1) 「**本契約**」

**当社**から**本サービス**の提供を受けるために、**利用者**が本規約に基づき**当社**と締結する契約をいいます。

#### (2) 「**利用申込者**」

**当社**から**本サービス**の提供を受けることを希望し、**本契約**の締結を申し込む者をいいます。

#### (3) 「**利用者**」

**当社**との間に**本契約**を締結し、**本サービス**の提供を受けることができる者をいいます。

#### (4) 「**利用設備**」

インターネットに接続して**本サービス**の提供を受けるために**利用者**が用意・設置するパーソナルコンピュータ、電気通信設備その他の機器、及びオペレーティングシステム、インターネットブラウザその他のソフトウェアをいいます。

#### (5) 「**本システム**」

**本サービス**を提供するために**当社**が設置するパーソナルコンピュータ、サーバ、電気通信設備その他の機器、及びオペレーティングシステム、ミドルウェアその他のソフトウェアをいいます。

#### (6) 「**利用者ホームページ**」

**利用者**が運営する自らの採用募集用ホームページをいいます。

#### (7) 「**従業者**」

その会社の役員又は正社員、契約社員、派遣社員、パート労働者その他の従業員をいいます。

## (8) 「登録者」

**利用者が自らの従業者を採用するため、利用者ホームページ等において実施する採用募集に応募する者をいいます。**

## (9) 「登録者情報」

**登録者が利用者ホームページ等を通じて利用者に提供する、採用選考に必要な登録者の個人情報（「個人情報の保護に関する法律」[平成15年5月30日法律第57号] 第2条第1項が定義する個人情報をいいます。）等の情報をいいます。**

## (10) 「本ソフトウェア」

第7条（本サービスの内容）に定める**本サービス**の内容を実現するために**当社**が開発し、**本システム**上で稼動させるアプリケーションソフトウェアをいいます。

## (11) 「アカウント」

**本サービス**を利用させるために、**当社**が**利用者**に対し発行する**本ソフトウェア**のID及びパスワードをいいます。

## (12) 「サブアカウント」

**利用者**の採用業務に従事する者に対し、**利用者**自身が**本ソフトウェア**の管理画面から発行する**本ソフトウェア**のID及びパスワードをいいます。

## (13) 「グループ会社」

**利用者**が属する企業グループの親会社、子会社又は関連会社をいいます。

## (14) 「グループアカウント」

グループ採用（企業グループにおいて、親会社等が、複数の**グループ会社**の採用業務の応募窓口になる形式の採用活動をいいます。）に参加する**グループ会社**に、当該**グループ会社**の従業員を採用する目的で**本ソフトウェア**を使用させるため、**利用者**自身が**本ソフトウェア**の管理画面から発行する**本ソフトウェア**のID及びパスワードをいいます。

## (15) 「保存データ」

**利用者**が**本サービス**を利用する過程で、自ら入力し又は**登録者**その他の第三者に入力させることにより、**本システム**のデータベース等の保存領域内に保存した、**利用者**の**従業者**の情報、**登録者情報**、募集職種情報、エージェント（人材紹介会社）の情報、スクリプト、画像その他すべてのデータをいいます。

## (16) 「第三者サービス等」

**本サービス**の一部を実現するために、**当社**が第三者の許諾を得た上

で利用する、第三者により開発・提供されるサービス又はソフトウェアをいいます。

#### 第3条 (本契約の目的)

**当社**は、**本契約**が成立した場合、本規約に基づき**本サービスを利用者**に提供します。

#### 第4条 (本契約の成立)

**本契約**は、**利用申込者**が**当社**所定の利用申込書を**当社**に提出し、**当社**がこれに對し**当社**所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、**利用申込者**は、本規約の内容に同意の上かかる申込を行うものとし、**利用申込者**が利用申込書を**当社**に提出した時点で、**当社**は、**利用申込者**が本規約の内容に同意したものとみなします。

#### 第5条 (申込の不承諾)

**当社**は、**利用申込者**からの申込を**当社**所定の方法により審査した結果、**利用申込者**が第35条(解約、アカウントの停止)第3項の各号又は本条の次の各号のいずれかに該当することが分かった場合、その理由を**利用申込者**に開示することなく不承諾の結果のみを通知することで、当該申込を承諾しないことができます。

- (1) **本サービス**に関する債務の不履行、その他**本契約**に違反したことを理由として**本契約**を解除されたことがあるとき
- (2) 利用申込書に虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあったとき
- (3) その他**当社**が**利用者**として不適切であると判断したとき

#### 第6条 (本規約の変更)

**当社**は、必要に応じて本規約の内容を隨時に変更することができます。この場合、**利用者**の**本サービス**に関する利用条件その他の**本契約**の内容は、変更後の本規約の適用を受けるものとします。

2. **当社**は、前項の変更を行う場合、変更後の本規約が適用される日の1ヵ月前までに、変更後の本規約の内容を第16条(通知方法)所定の方法によって**利用者**に通知するものとします。
3. 前項により変更後の本規約の内容が通知された日から変更後の本規約が適用される日までの間に、**利用者**が本規約第35条(解約、アカウントの停止)第1項により**本契約**を解約しなかった場合、**利用者**は本規約の変更に同意したものとみなされ、それ以降は、変更後の本規約の内容に関する不知又は不同意を申し立てることはできないものとします。

4. **当社**は、第1項の変更によって**利用者**に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第2章 本サービス

### 第7条 (本サービスの内容)

**本サービス**において、**利用者**は、自らの**従業者**の採用を行うことを目的として、**利用者ホームページ**等を通じて取得する**登録者情報**をデータベース化して管理し、**登録者**の採用・選考を効率よく行うことができる**本ソフトウェア**の機能を、**利用設備**からインターネット経由で使用することができるとともに、別途**当社**がその内容を定め、提供する附帯サービス等を利用することができます。

### 第8条 (サポートサービス)

**利用者**は、**本契約**の有効期間中、第28条（連絡担当者）に定める連絡担当者から**当社**カスタマーサポートセンターに対し電子メールで問い合わせることによって、**当社**が別途提示する書面、**本ソフトウェア**の管理画面・オンラインヘルプ等で定める内容の範囲でサポートサービスを無償で受けることができます。

2. **当社**のサポートサービスの対応時間は、**当社**の休業日（毎年12月31日から翌年1月3日までの年末年始、国民の祝日、国民の休日及び振替休日、並びに別途**当社**が定める休業日）を除く月曜日から金曜日の10時から17時までとします。
3. **利用者が本サービス**の利用中に、**登録者**及び第24条（認定利用者）所定の**認定利用者**を含む第三者から受けた**本サービス**に関する問い合わせ（**登録者情報**の登録方法に関する質問、**登録者情報**の訂正、追加又は削除等の要請を含みます。）への対応は、**当社**のサポートサービスの範囲に含まれないものとし、**利用者が利用者**自身の責任と費用負担において行うものとします。

### 第9条 (本サービスの仕様)

**本サービス**のコースの種類、各コースにおいて**利用者**が同時に管理することができる**登録者情報**のデータ件数の上限（以下「**データ件数上限**」といいます。）、**本ソフトウェア**の機能の詳細、**利用設備**の推奨環境その他の**本サービス**の仕様は、**当社**が別途提示する書面、**本ソフトウェア**の管理画面・オンラインヘルプ等で定める通りとします。

### 第10条 (コース変更の申込)

**利用者**は、利用申込書によって申し込んだ**本サービス**のコースを変更することを希望する場合、**本契約**の途中であっても、**当社**所定のコース変更申込書によりコース変

更を申し込むことができます。

2. 前項のコース変更が**データ件数上限**を増加する内容の場合、**当社**は、**利用者**からのコース変更申込書を受領した日から5営業日以内に当該コース変更を**本ソフトウェア**に適用します。
3. 第1項のコース変更が**データ件数上限**を減少する内容の場合、**当社**は、**利用者**からのコース変更申込書を受領した日が属する月の翌月最初の**当社**営業日に、**保存データ**中の**登録者情報**の件数を確認し、当該件数がコース変更後の**データ件数上限**以下のときは、同日に当該コース変更を**本ソフトウェア**に適用します。当該確認において**登録者情報**の件数がコース変更後の**データ件数上限**を超えていた場合、**当社**は当該コース変更を**本ソフトウェア**に適用せず、**利用者**から受領したコース変更申込書は失効するものとします。
4. 前二項によりコース変更が適用された場合、**利用者**は、第29条(利用料の支払い)第7項及び第8項に従い、コース変更の内容に応じて**当社**所定の増額又は減額が加えられた**利用料**を支払うものとします。
5. **利用者**は、**データ件数上限**を増加するコース変更を申し込んだ場合、同月中に**データ件数上限**を減少するコース変更を申し込むことができないものとします。

#### 第11条 (サブアカウント)

- 利用者**は、自らの採用業務に従事する**利用者の従業者**に対し**サブアカウント**を発行することができます。
2. **利用者**は、事前に**当社**所定の書面によって**当社**に通知を行うことにより、自らの採用業務を委託した第三者(以下「**外部委託先**」といいます。)に対し**サブアカウント**を発行することができます。
  3. **利用者**は、前項の**外部委託先**以外の第三者に対し**サブアカウント**を発行してはならないものとします。
  4. **サブアカウント**により利用できる**本ソフトウェア**の機能の範囲は、**当社**が別途定める通りとします。

#### 第12条 (グループアカウント)

- 利用者**は、事前に**当社**所定の書面によって**当社**に通知を行うことにより、**グループ会社**に対し**グループアカウント**を発行することができます。
2. 前項により**グループアカウント**を**グループ会社**に利用させる場合、**利用者**は、第29条(利用料の支払い)第7項に従い**当社**所定の追加の**利用料**を支払うものとします。
  3. **利用者**は、**グループ会社**以外の第三者に対し**グループアカウント**を発行してはならないものとします。
  4. **グループアカウント**により**グループ会社**が利用できる**本ソフトウェア**の機能の範囲は、**当社**が別途定める通りとします。

5. 利用者が企業グループを形成しない法人であっても、その内部組織の規模及び構造がグループ会社に類似すると当社が判断した場合、当社は、利用者と協議の上、当該内部組織をグループ会社とみなし、本規約に定めるグループアカウントに関する規定を適用することができるものとします。

#### 第13条 (調査等)

当社は、本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると当社が判断した場合、第42条（機密保持）及び第43条（個人情報の取扱い）に従った上で、利用者のアカウントを用いて本サービスにアクセスし、又は利用者が本サービスを利用して管理している登録者情報等のデータを分析若しくは調査することができます。

#### 第14条 (仕様の変更)

当社は、利用者への事前の通知なしに、必要に応じて随時に本サービスの機能の詳細、利用のための推奨環境その他の仕様を変更することができます。

2. 当社は、前項の変更によって利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第15条 (再委託)

当社は、本サービスの提供に関する業務を当社が必要と判断する範囲で第三者に再委託することができるものとします。この場合、当社は、当該再委託先に対し、本規約に定める当社の義務を、再委託する業務の内容に応じて課すものとします。

#### 第16条 (通知方法)

当社から利用申込者又は利用者への通知は、特段の合意のない限り、通知内容を第28条（連絡担当者）所定の連絡担当者として届出された連絡先宛に電子メール又はファックスによる送信、当社のホームページ等への掲載、その他当社が適切と判断する方法により行うものとします。

2. 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知を電子メール若しくはファックスの送信又は当社のホームページ等への掲載の方法により行う場合、利用者に対する当該通知は、それぞれ電子メール若しくはファックスの送信又はホームページ等への掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

#### 第17条 (本サービスの廃止)

当社は、廃止日の3カ月前までにすべての利用者に通知を行うことにより、廃止日をもって本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、当社に第三者サービス等の利用を許諾する第三者の事情

により、当該**第三者サービス等**が急に廃止され、又は大幅に仕様を変更された場合は、**当社**は、可能な限り事前に（緊急の場合は事後すみやかに）すべての**利用者**に通知を行うことにより、当該**第三者サービス等**を用いて提供している**本サービス**の一部を廃止することができるものとします。

#### 第18条 (知的財産権)

**当社**が**利用者**に提供する**本サービス**及び**本ソフトウェア**に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウその他一切の知的財産権は、**当社**又は**当社**に**第三者サービス等**の利用を許諾する第三者に帰属します。

2. **本サービス**及び**本ソフトウェア**に関連して**当社**が作成し、提供するパンフレット、マニュアル、企画書、提案書、報告書、分析情報、統計情報、サポートサービスにおける説明等の情報（以下「**サービス関連情報**」といいます。）に関する知的財産権は、**当社**に帰属します。
3. **利用者**は、**本契約**に基づいて**本サービス**を利用することができるものであり、**本サービス**に関する知的財産権その他の権利を取得するものではないことを承諾します。
4. **保存データ**に関する知的財産権は、**利用者**に帰属します。**利用者**は、第44条（情報の利用）に定める範囲内において**当社**が**保存データ**の一部を利用することを、無償で許諾するものとします。
5. **利用者**は、**本サービス**の利用期間中は、**当社**が**本サービス**を**利用者**に提供するために必要な範囲で**利用者**の法人名を**本ソフトウェア**の画面、**当社**又は**当社**の関係会社が運営するホームページ等に表示する方法で使用することを、無償で許諾するものとします。

#### 第19条 (非保証)

**当社**は、**利用者**が**本サービス**を通じて得る情報、成果等について、一切の保証を行わないものとします。

2. **当社**は、日本国内から**本サービス**の管理、運用及び提供を行うものであり、**本サービス**が日本国外における法令、判例、慣習、情報インフラその他の社会環境のもとで利用可能であること又はかかる利用が適切であることについて、一切の保証を行わないものとします。
3. **当社**は、**本サービス**を、**利用者**の経験者採用業務を支援する目的で設計しており、**本サービス**が経験者採用以外の採用業務のために利用可能であること、かかる利用が適切であること、又は将来において**本ソフトウェア**に経験者採用以外の採用業務のための機能が実装されることについて、一切の保証を行わないものとします。

### 第3章 利用者の義務

#### 第20条 (利用設備の設置)

**利用者**は、**本サービス**を利用するにあたって、**利用者**自身の責任と費用負担によって**利用設備**を用意・設置し、**当社**が別途提示する書面、ホームページ等に定める**本サービス**を利用するための推奨環境を維持するものとします。

2. **利用者**は、**本サービス**を利用するにあたって、**利用者**自身の責任と費用負担において、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して**利用設備**をインターネットに接続するものとします。
3. 第1項の**利用設備**及び推奨環境並びに前項のインターネット接続に障害又は不具合がある場合、**当社**は**利用者**に対し**本サービス**を提供する義務を負わないものとします。

#### 第21条 (禁止行為)

**利用者**は、**本サービス**を利用するにあたって、次の各号所定の行為を行ってはならないものとします。

- (1) **本サービス**を、**利用者**自身及び**グループアカウント**を発行した**グループ会社**の**従業者**の採用以外の目的のために利用する行為
  - (2) **当社**若しくは第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
  - (3) 第24条（認定利用者）所定の**認定利用者**を除く第三者に**本サービス**を利用させる行為
  - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は**当社**若しくは第三者に不利益を与える行為
  - (5) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又は結びつくおそれがある行為
  - (6) 第三者になりすまして**本サービス**を利用する行為
  - (7) **当社**による**本システム**の利用若しくは**本サービス**の運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
  - (8) **当社**に提出する利用申込書その他の書面に虚偽の内容を記載する行為
  - (9) **本サービス**を利用して、マイナンバー（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」〔平成25年5月31日法律第27号〕第2条第5項が定義する個人番号をいいます。）及び特定個人情報（同法第2条第8項が定義する特定個人情報であって、マイナンバー〔個人番号〕を含む個人情報をいいます。）を収集し、**保存データ**として蓄積する行為
2. **利用者**は、前項各号のいずれかに該当する行為が行われたことを知った場合、又は

該当する行為が行われるおそれがあると判断した場合、直ちにその旨を**当社**に通知するものとします。

## 第22条 (法令遵守)

**利用者**は、**本サービス**を利用するにあたり適用されるすべての関連法令を、**利用者**自身の責任と費用負担において遵守するものとします。

## 第23条 (アカウントの管理)

**当社**が**利用者**に対し発行した**アカウント**による**本サービス**の利用その他の行為は、すべて**利用者**による行為とみなします。

2. **利用者**は、**当社**から発行を受けた**アカウント**を、第三者に開示若しくは貸与し、又は第三者と共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう**利用者**自身の責任と費用負担において厳重に管理するものとします。**アカウント**の管理不備、使用上の過誤、第三者による使用等により、**利用者**又はその他の者が損害を被った場合、**当社**は一切の責任を負わないものとします。
3. 第三者が**利用者**の**アカウント**を用いて**本サービス**を利用した場合、当該利用は**利用者**による行為とみなされるものとし、**利用者**は、当該利用について**利用料**の支払いその他一切の債務を負担するものとします。また、当該利用により**当社**が損害を被った場合、**利用者**は**当社**にその損害を賠償するものとします。
4. 前三項の規定は、**利用者**の**従業者**に発行された**サブアカウント**についても準用されます。

## 第24条 (認定利用者)

第11条（サブアカウント）第2項に基づき**サブアカウント**の発行を受けた**外部委託先**及び第12条（グループアカウント）第1項に基づき**グループアカウント**の発行を受けた**グループ会社**（以下、両者を併せて「**認定利用者**」といいます。）が、**サブアカウント**又は**グループアカウント**を用いて行う**本サービス**の利用その他の行為は、すべて**利用者**による行為とみなされるとともに、**利用者**は、**認定利用者**による当該行為について一切の責任を負うものとします。

2. **利用者**は、**認定利用者**との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結した上で、これらの事項を**認定利用者**に遵守させるものとします。
  - (1) **認定利用者**は、本規約の内容を承諾した上で、**利用者**と同様に本規約に定める義務を遵守すること。
  - (2) **認定利用者**は、第三者に**本サービス**を利用させないこと。
  - (3) **本サービス**の提供にあたって**当社**が必要と判断した場合は、**利用者**が**当社**に対し必要な範囲で、**認定利用者**に関する情報を**認定利用者**の事前の承諾なしに開示できること。また、第15条（再委託）に定める再委託

先に対し、再委託のために必要な範囲で、**認定利用者**に関する情報を**認定利用者**の事前の承諾なしに開示できること。

- (4) **認定利用者**は、請求原因の如何を問わず、**本サービス**に関して**当社**に損害賠償請求等を求め、又は一切の責任追及を行うことができないこと。
- 3. **利用者**は、**当社**から受領した**本サービス**に関する通知その他の連絡事項について、**認定利用者**に速やかに伝達するものとします。
- 4. **利用者**は、**認定利用者**を変更する場合又は、**認定利用者**による**本サービス**の利用を終了する場合、第26条(届出事項)により**当社**に事前の通知を行うものとします。
- 5. **利用者**は、同一の**認定利用者**に対し、**サブアカウント**と**グループアカウント**の両方を同時に付与してはならないものとします。

#### 第25条 (保存データの管理)

**保存データ**については、**利用者**が**利用者**自身の責任と費用負担において管理するものとし、**保存データ**に含まれる個人情報に対する本人からの開示、訂正、追加、削除、利用の停止又は第三者提供の停止等の請求に適切に対応するものとします。**当社**は、**本システム**内において**保存データ**が漏洩、滅失又は毀損しないように、保管及びバックアップのみを行うものとします。

- 2. 前項の**保存データ**の保管及びバックアップについて、**当社**は、**当社**の責に帰すべき事由により**本システム**内において**保存データ**が漏洩、滅失又は毀損した場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- 3. **利用者**が**保存データ**をダウンロードして外部の記録装置又は記録媒体に保存したものについては、**利用者**が**利用者**自身の責任と費用負担において、その一切の管理、保存、保管及びバックアップを行うものとし、**当社**は一切の責任を負わないものとします。
- 4. **当社**は、前三項の規定にかかわらず、**利用者**による**本サービス**の利用に関して第21条(禁止行為)第1項各号のいずれかに該当する行為があった場合、事前に**利用者**に通知することなく、当該行為の影響を排除するために必要な範囲で、**本システム**上から**保存データ**を削除することができます。但し、**当社**は、**利用者**の行為を監視する義務を負うものではありません。

#### 第26条 (届出事項)

**利用者**は、利用申込書その他の書面に記載して**当社**に届け出た、自らの商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他の事項(以下「**届出事項**」といいます。)に誤りがないことを**当社**に保証するものとし、**届出事項**に変更がある場合は、**当社**所定の方法によって**当社**に事前に通知するものとします。

## 第27条 (契約上の地位の移転禁止)

**利用者**は、**本契約**上の地位、**本契約**に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

## 第28条 (連絡担当者)

**利用者**は、**本サービス**の利用に関する連絡担当者1名をあらかじめ定めた上で、利用申込書に記載して**当社**に通知するものとし、**本サービス**の利用に関する**当社**との連絡、確認、問合せ等は、原則として連絡担当者を通じて行うものとします。

2. 利用申込書に記載した連絡担当者を変更する場合、**利用者**は、第26条(届出事項)の規定に従うものとします。

## 第4章 利用料

## 第29条 (利用料の支払い)

**利用者**は、**本サービス**を利用するにあたって**当社**が別途定める**本サービスの利用料**(以下「**利用料**」といいます。)を支払うものとします。また、初回の支払いにおいては、**利用料**に加えて**当社**が別途定める初期設定費用を支払うものとします。

2. **利用料**は、毎月1日から末日までの1ヵ月の**利用料**とします。
3. **利用料**の課金が開始される月(以下「**課金開始月**」といいます。)は、第32条(本サービスの提供開始)により**当社**が**利用者**にアカウントを通知した日(以下「**アカウント通知日**」といいます。)が暦月の1日から15日の間の場合、同**アカウント通知日**が属する月となり、同**アカウント通知日**が暦月の16日から末日までの間の場合、**アカウント通知日**が属する月の翌月となります。
4. **利用者**は、**課金開始月**の途中から**本サービス**の利用を開始した場合であっても、**課金開始月**分の**利用料**について日割りによる精算を請求することはできず、1ヵ月分の**利用料**の満額を**当社**に支払うものとします。
5. **利用料**の初回の支払いに限り、**当社**が**本契約**の成立後速やかに請求書を**利用者**に発行し、請求書を受領した**利用者**が、請求書所定の期日までに請求書所定の銀行口座に、**課金開始月**を含む最初の3ヵ月分の**利用料**を一括して振り込む方法により支払うものとします。
6. **課金開始月**から4ヵ月目以降の**利用料**の支払いについては、**当社**が毎月、利用当月の前々月の5日までに請求書を**利用者**に発行し、請求書を受領した**利用者**が、利用当月の前月末日(末日が休日の場合はその前日)までに、請求書所定の銀行口座に利用当月分の**利用料**を振り込む方法により支払うものとします。
7. **利用者**が第10条(コース変更の申込)によるコース変更を**データ件数上限**の増加

のために行った場合又は第12条（グループアカウント）によるグループアカウント発行の通知を行った場合、かかる変更によって増額される利用料（以下「**増額後利用料**」といいます。）の課金開始月は、当社が利用者から第10条（コース変更の申込）第2項のコース変更申込書又は第12条（グループアカウント）第1項の**グループアカウント発行通知書面**を受領した日が属する月の翌月とします。当社は、**増額後利用料の課金開始月**に発行する請求書において、当該**課金開始月**の翌々月分の**利用料**に2ヶ月分の増額差分（**増額後利用料**から増額前の**利用料**を差し引いた金額）を追加した金額を**利用者**に請求するものとします。

8. 利用者が第10条（コース変更の申込）によるコース変更を**データ件数上限**の減少のために行った場合、当該コース変更によって減額される利用料（以下「**減額後利用料**」といいます。）の課金開始月は、当社が第10条（コース変更の申込）第3項により当該コース変更を**本ソフトウェア**に適用した日が属する月とします。当社は、**減額後利用料の課金開始月**に発行する請求書において、当該**課金開始月**の翌々月分の**利用料**から2ヶ月分の減額差分（減額前の**利用料**から**減額後利用料**を差し引いた金額）を差し引いた金額を**利用者**に請求するものとします。但し、かかる減額差分を差し引いた後の金額がマイナスとなる場合、マイナス分の金額については、**減額後利用料の課金開始月**の翌月に発行する請求書において精算するものとします。
9. 利用者が当社に対し初期設定費用及び**利用料**を支払う場合、支払いをする金額は、初期設定費用及び**利用料**の金額に消費税を加算した金額となります。
10. 将来において消費税の税率の改定その他の事由により、消費税の算定方法に変更が生じる場合、かかる変更に関する法令の施行日から、初期設定費用及び**利用料**の消費税の金額は変更されるものとします。
11. 本条の初期設定費用及び**利用料**の支払いに要する振込手数料その他の費用は、すべて**利用者**の負担とします。
12. 当社は、原則、**利用者**から支払いを受けた初期設定費用及び**利用料**の返金を行わないものとします。但し、**利用者**が、第34条（本サービスの一時的な中断）第4項、第35条（解約、アカウントの停止）第1項、第2項若しくは第5項又は第43条（個人情報の取扱い）第5項に基づき**本契約**を解約する場合において、当社所定の解約申込書に返金用の銀行口座を記載したときは、当社は、**利用者**からすでに支払いを受けている**利用料**のうち、解約日の翌日以降の分を**利用者**に返金するものとします。
13. 前項但し書の規定は、当社が第17条（本サービスの廃止）に基づき**本サービス**の全部を廃止する場合にも準用します。

### 第30条 (遅延損害金)

**本契約**に基づく金銭債務についてその支払いを遅延した場合、**利用者**は当社に対し、同金銭債務及びこれに対する支払い済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を直ちに支払うものとします。

### 第31条 (未払いに伴う本サービス停止)

**当社**は、支払い期日の翌月の第5営業日までに**利用者**からの**利用料**の入金が確認できない場合、その月の第10営業日までに入金するよう< b>利用者に催告し、さらに第10営業日になっても**利用者**からの入金が確認できない場合は、**本サービス**の全部又は一部の提供を第10営業日の17時から停止することができます。

2. **当社**は、前項による**本サービス**の停止を実施した日から5営業日以内に、**利用者**から未払い分の**利用料**の支払いがない場合、**利用者**への催告なしに**本契約**を解約することができます。
3. **当社**は、前二項に定める**本サービス**の停止又は解約に関して**利用者**又は第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
4. 第2項による解約は将来に向かって有効であり、解約の時点までに**利用者**に発生している債務は、その履行がなされるまで有効に存続するものとします。また、第2項による解約の行使は、**当社**から**利用者**に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

## 第5章 本サービスの提供、中断、終了

### 第32条 (本サービスの提供開始)

**当社**は、**利用者**による**課金開始月**分を含む最初の3ヶ月分の**利用料**の入金を確認した後5営業日以内に、**本サービス**を利用するための**アカウント**を**利用者**に通知するものとします。

### 第33条 (利用期間)

**本サービス**の利用期間は、前条により**当社**が**利用者**に**アカウント**を通知した日から、第29条(利用料の支払い)第3項の**課金開始月**の翌々月末日までとします。**利用者**は、この期間中、第35条(解約、アカウントの停止)第1項に定める解約により**本契約**を終了させることができないものとします。

2. 前項に定める**本サービス**の利用期間は、その満了日の5営業日前までに**利用者**が第35条(解約、アカウントの停止)第1項に定める解約を行わない場合、さらに1カ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第34条 (本サービスの一時的な中断)

**当社**は、次の各号のいずれかに該当する場合、**利用者**への事前の通知又は**利用者**の承諾を要することなく、**本サービス**の全部又は一部を一時的に中断することができるものとします。

- (1) **本システム**の故障その他の障害により緊急の保守メンテナンスを行う場

合

- (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災、並びに戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等の非常事態により**本サービス**を提供できない場合
  - (3) 第21条（禁止行為）第1項各号の事由が生じた場合
  - (4) **第三者サービス等**において、緊急の保守メンテナンス等による中断、停止が発生した場合
  - (5) その他運用上又は技術上の必要性が生じた場合
2. **当社**は、**本システム**に対して定期的な保守メンテナンスを行う場合、**利用者**に事前の通知を行った上で、**本サービス**の全部又は一部を一時的に中断することができるものとします。
  3. **当社**は、前二項に定める**本サービス**の中止に関して**利用者**又は第三者が損害を被った場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
  4. 第1項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに第2項を理由とする**本サービス**の中止が48時間を超えた場合、**利用者**は**本契約**の全部又は一部を解約することができるものとします。

### 第35条 (解約、アカウントの停止)

**利用者**は、利用当月末日の5営業日前までに**当社**所定の解約申込書を**当社**に提出することにより、利用当月末日を解約日として、**本契約**を解約することができます。

2. **利用者**は、**当社**が次の各号のいずれかに該当した場合、**当社**への事前の通知又は催告を要することなく、**本契約**の全部又は一部を即時に解約することができます。
  - (1) 第42条（機密保持）、第43条（個人情報の取扱い）又は第46条（反社会的勢力の排除）に違反した場合
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合
  - (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
  - (5) 法人の解散、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡に関する決議を行った場合
  - (6) 支払停止又は支払不能となった場合
  - (7) 手形若しくは小切手を不渡りにした場合、又は手形交換所との取引停止処分を受けた場合
  - (8) その他、信用状態に重大な不安が生じたとき

3. **当社**は、**利用者**が次の各号のいずれかに該当した場合、**利用者**への事前の通知又

は催告を要することなく、**本契約**の全部又は一部を即時に解約することができます。

- (1) 第21条（禁止行為）、第42条（機密保持）又は第46条（反社会的勢力の排除）に違反した場合
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合
- (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (5) 法人の解散、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡に関する決議を行った場合
- (6) 支払停止又は支払不能となった場合
- (7) 手形若しくは小切手を不渡りにした場合、又は手形交換所との取引停止処分を受けた場合
- (8) その他、信用状態に重大な不安が生じたとき

4. **当社**は、**認定利用者**が前項各号のいずれかに該当した場合、**利用者**への事前の通知又は催告を要することなく、**本契約**の全部若しくは一部を即時に解約し、又は**認定利用者**によるサブアカウント若しくはグループアカウントの利用を停止することができます。

5. **利用者**及び**当社**は、相手方が**本契約**に違反した場合、相手方に対し14日の猶予期間を定めて当該違反の是正を催告するものとし、かかる催告にもかかわらず、当該猶予期間内に相手方が是正しないときは、**本契約**の全部又は一部を解約することができます。但し、**利用者**による**利用料**の支払い債務の不履行については、第31条（未払いに伴うサービス停止）の規定に従うものとし、また第21条（禁止行為）、第42条（機密保持）、第43条（個人情報の取扱い）及び第46条（反社会的勢力の排除）の違反については、本条第2項及び第3項に従うものとします。

6. **当社**は、**認定利用者**が**本契約**に違反した場合、**利用者**に対し14日の猶予期間を定めて**認定利用者**による当該違反の是正を催告するものとし、かかる催告にもかかわらず、当該猶予期間内に**認定利用者**が是正しないときは、**本契約**の全部若しくは一部を解約し、又は**認定利用者**によるサブアカウント若しくはグループアカウントの利用を停止することができます。但し、第21条（禁止行為）、第42条（機密保持）及び第46条（反社会的勢力の排除）の違反については、本条第4項に従うものとします。

7. 前六項に定める解約は将来に向かって有効であり、解約日までに発生した**利用者**又は**当社**の債務は、その履行がなされるまで有効に存続します。

8. 第2項から第6項までに定める解約の行使は、当該解約を行使する者による相手方への損害賠償請求を妨げないものとします。

### 第36条 (期限の利益の喪失)

**当社**が前条第3項から第6項までに定める解約を行使した場合、**利用者**は、解約日の時点で**当社**に対して負っている未払いの**利用料**又は遅延損害金等の支払い債務について、**当社**の何らの意思表示を要することなく当然に期限の利益を喪失するものとし、直ちにこれらの債務を**当社**に弁済しなければならないものとします。

### 第37条 (契約終了時の措置)

**当社**所定の解約申込書による解約、本規約に定める解約事由への該当その他の事由によって**本契約**が終了した場合、**当社**は、**本契約**の解約日の17時に（**本契約**の解約日が**当社**の休業日の場合は翌営業日の10時に）**本サービス**の提供を終了するものとします。

2. **本契約**が終了した場合、**当社**は、**保存データ**を、**本契約**の解約日の17時以降に（**本契約**の解約日が**当社**の休業日の場合は翌営業日の10時以降に）削除するものとします。

### 第38条 (存続条項)

**本契約**が終了した後も、本規約第18条、第39条から第42条まで、第44条、第47条、第48条及び本条の効力は存続するものとします。

## 第6章 責任

### 第39条 (利用者の責任)

**利用者**は、**利用者**による**本サービス**の利用及びその結果について責任を負うものとし、**利用者**が**本サービス**を利用したことにより起因して、第三者との間に苦情、損害賠償請求、訴訟その他の紛争が発生した場合、当該紛争を**利用者**自身の責任と費用負担において対応及び解決するものとします。但し、当該紛争が**当社**の責に帰すべき事由により発生した場合は、**利用者**は、当該紛争の対応及び解決により**利用者**が被った損害の賠償を、第40条（責任の制限）に定める範囲で、**当社**に請求することができるものとします。

2. **利用者**は、**利用者**の責に帰すべき事由により**当社**に損害を与えた場合、**当社**に対し当該損害を賠償するものとします。

### 第40条 (責任の制限)

**利用者**は、**本契約**に関して**当社**の責に帰すべき事由により損害を被った場合、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、**当社**の責に

帰すべき事由によって**利用者**に直接且つ現実に生じた通常の損害に限り、過去12カ月間に**利用者が当社に実際に支払った本サービスの利用料**に相当する金額を上限として、**当社**に賠償を請求できるものとします。

#### 第41条 (免責)

**当社**は、本規約のその他の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由によって**利用者**又は第三者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、暴動、騒乱等の不可抗力
- (2) **利用設備**の障害又は**本システム**までのインターネット接続の不具合等、**本サービス**を利用するための**利用者**の環境における障害
- (3) **当社**が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらず防御し得なかつた第三者による**本システム**への不正アクセス若しくは攻撃又は通信系路上における傍受
- (4) **本システム**のうち、**当社**の製造・開発に係らない機器又はソフトウェアに起因して発生した障害又は不具合
- (5) **第三者サービス等**に起因して発生した障害又は不具合
- (6) 法令に基づく行政当局又は裁判所による命令又は強制的な処分
- (7) **利用者**による**本契約**の違反
- (8) その他**当社**の責に帰すべからざる事由

#### 第7章 機密保持、個人情報

#### 第42条 (機密保持)

**利用者**及び**当社**は、**本契約**に関連して相手方から開示を受け又は自ら知り得た相手方に関する有形無形の技術上、営業上、財務上、組織上その他一切の情報（以下「**機密情報**」といいます。）を機密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに、**本契約**の目的以外のために使用し又は第三者に提供、開示若しくは漏洩してはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は**機密情報**に含まれないものとします。

- (1) 相手方から開示を受けた時点ですでに公知のもの
- (2) 相手方から開示を受けた後に開示を受けた当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となったもの
- (3) 相手方から開示を受けた時点ですでに開示を受けた当事者が適法に保有

していたことを証明できるもの

- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から機密保持義務を負うことなく正当に取得したもの
  - (5) 開示を受けた当事者が、開示を受けた情報によらず独自に開発したもの
2. 利用者及び当社は、本契約の目的を達成するために必要最小限の範囲に限り、自らの従業者に機密情報を開示することができるものとします。
  3. 前二項の規定にかかわらず、利用者及び当社は、法令に基づき行政機関又は裁判所によって開示を要求された場合、かかる開示を要求された機密情報を事前に相手方に通知した上で開示することができるものとします。
  4. 前三項の規定にかかわらず、利用者が、第三者サービス等によって実現されている本ソフトウェアの一部の機能を利用するを選択した場合には、当社は、当該機能を利用者に提供するために必要かつ最小限の範囲で、利用者に関する情報を、当該第三者サービス等の利用を当社に許諾している第三者に開示することができるものとします。

#### 第43条 (個人情報の取扱い)

- 当社は、保存データに含まれる個人情報（以下「本件個人情報」といいます。）を、本サービスの提供に従事する当社の従業者以外の者に開示若しくは提供し、又は本契約の目的以外のために使用しないものとします。
2. 当社は、本件個人情報への不当なアクセス又は本件個人情報の漏洩、滅失若しくは毀損を防止するため、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講じるものとします。
  3. 当社は、本件個人情報に関して不当なアクセス、漏洩、滅失若しくは毀損等の事故が発生した場合、又はこれらが発生したおそれがある場合、速やかに利用者に報告を行うとともに、事故の拡大又は再発を防止するため、第34条（本サービスの一時的な中断）第1項に定める本サービスの中止を含む合理的に必要と認められる措置を講じるものとします。
  4. 当社は、第15条（再委託）に基づき、本サービスの提供に関する業務のうち、本件個人情報の取扱いに関する業務を第三者に再委託する場合は、事前にその旨を利用者に通知するものとします。
  5. 利用者は、前項により通知を受けた再委託に同意することができない合理的な理由があるときは、当該理由を記載した当社所定の解約申込書を当社に提出することにより、本契約を即時に解約することができるものとします。
  6. 本条の規定は、本契約の解約日以降も、第37条（契約終了時の措置）第2項による保存データの削除が完了するまで存続するものとします。

#### 第44条 (情報の利用)

第42条（機密保持）その他の本規約上の規定にかかわらず、**当社**は、**保存データ**のうち、**利用者が本ソフトウェア**の機能を使用して公開した募集職種、**利用者が本ソフトウェア**の機能を使用して集計した採用・選考状況に関する数値等の個人情報に該当しない情報（以下「**本件採用情報**」といいます。）を、次の各号に定める目的で利用することができるものとし、**利用者**はこれを承諾するものとします。

- (1) 最新の採用動向に関する情報を提供するために、複数の**利用者の本件採用情報**を集合して、特定の**利用者**が識別されることのないよう編集・加工した統計情報を、**当社**が**本サービス**の一部として、又は**本サービス**以外の**当社**サービスとして提供、公開、発行するサービス・機能、ホームページ、刊行物等を通じて、**利用者**又は第三者に対し有償又は無償で提供する目的
- (2) **本件採用情報**のうち、**利用者が本ソフトウェア**の機能を使用して公開中の募集職種情報を、**当社**又は**当社**の関係会社が、**本サービス**の一部として、又は**本サービス**以外の**当社**サービスとして提供、公開するサービス・機能、ホームページ、ホームページ等を通じて、求職者、人材紹介会社等の第三者に対し有償又は無償で提供する目的

#### 第8章 その他

#### 第45条 (特記事項等の適用)

**利用者**及び**当社**が両者の合意に基づき**当社**所定の利用申込書等の特記事項欄に定めた事項（以下「**特記事項**」といいます。）は、本規約とともに**本契約**の一部を構成し、**特記事項**の内容と本規約に定める各条項との間に矛盾が生じるときは、**特記事項**の内容が優先して適用されるものとします。

2. 別途**当社**が**本サービス**のオプションサービス等の利用に関して**当社**所定の書面に定める**特約**（以下「**特約**」といいます。）は、**利用者が特約**の内容に同意の上、オプションサービス等の利用を申し込んだ場合に、本規約とともに**本契約**の一部を構成します。この場合において、**特約**の内容と本規約に定める各条項の内容との間に矛盾が生じるときは、**特約**の内容が優先して適用されるものとします。
3. 別途**当社**が**当社**所定の書面、**本ソフトウェア**の管理画面・オンラインヘルプ等に定める**本サービス**の利用に関する注意事項その他の細則（以下「**細則**」といいます。）は、本規約に定める各条項の内容と矛盾しない範囲で、本規約とともに**本契約**の一部を構成し、**利用者**及び**当社**に適用されるものとします。

#### 第46条 (反社会的勢力の排除)

**利用者**及び**当社**は、自己、自己の**従業者**及び自己の経営に実質的に関与する者が、

次の各号に定める事項に該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、これらを併せて「**反社会的勢力**」といいます。）であること
  - (2) **反社会的勢力**に資金等の利益を供与していること
  - (3) **反社会的勢力**と社会的に非難されるべき関係を有していること
2. **利用者及び当社**は、自己、自己の**従業者**及び自己の経営に実質的に関与する者が、自ら又は第三者を利用して、次の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
- (1) 暴力的な要求
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
  - (3) 取引に際しての脅迫的な言動又は暴力
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. **利用者及び当社**は、自己、自己の**従業者**及び自己の経営に実質的に関与する者において、前二項の表明に反する事実があることが判明した場合は、直ちに相手方にその旨を通知するものとします。

#### 第47条 (協議)

**本契約**に定めのない事項又は**本契約**の条項の解釈について疑義が生じた場合、**利用者及び当社**は、信義誠実の原則に則り協議し、これを解決するものとします。

#### 第48条 (合意管轄・準拠法)

**本契約**に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2. **本契約**又は本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法を準拠法とします。

以上

附 則

2008年10月 1日 制定  
2008年10月16日 改定  
2009年 5月12日 改定  
2010年 5月16日 改定  
2010年 9月19日 改定  
2011年 4月 1日 改定  
2013年 9月20日 改定  
2015年 2月 1日 改定  
2016年 1月15日 改定  
2018年 7月 1日 改定  
2018年10月 1日 改定  
2019年 9月12日 改定